

## 令和5年度 第4回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

### 1 開催日時等

日時 令和5年8月7日(月)午後3時30分～午後3時50分

場所 徳島地方合同庁舎6会議室

### 2 出席者

(公益委員)稲倉委員 段野委員 端村委員 撫養委員 米澤委員

(労側委員)賀川委員 川口委員 辰巳委員 三木委員 山本委員

(使側委員)藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

### 3 議題

(1) 徳島県最低賃金額改正の審議

### 4 議事

段野部会長

委員の皆様、お待たせいたしました。

それでは、本年度第4回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。

事務局は、本日の委員の出席状況、公開の状況について報告してください。

事務局(室長)

本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全委員の3分の2の10名、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席で成立することとなっております。

本日は10名以上の委員が出席しており、本審議会が有効に成立していることを報告します。

また、本審議会は公開しており5名の方が傍聴しております。傍聴人のほかに、マスコミの方も来ております。傍聴の方は、注意事項を守っていただくようお願いいたします。以上です。

段野会長

先ほどまで、専門部会において金額審議をしてまいりました。専門部会委員の皆様、ご苦労様でした。7月6日に諮問を受けて以降、本日を含めて専門部会を3回開催し、慎重に審議を重ねてまいりました。先ほどの第3回専門部会において全会一致に至りました。

資料として、部会報告の写しと答申文の写しをお配りしております。

引き上げ額は、41円、改正額は896円となりました。

また、付帯決議につきましては別紙3のとおりです。

付帯決議については、メールにて確認することとしてまいりました。これでよければ採択したいと思っております。

専門部会において全会一致の場合、第2回本審において申し合わせた事項のとおり、専門部会の結論をもって審議会の結論とし、専門部会後の本審において答申することとします。

(局長、会長共に中央に進み、会長が局長に答申文を手渡す。)

段野会長

念のため事務局は答申文を代読してください。

事務局（補佐）

それでは部会報告案を代読します。

令和5年8月7日 徳島地方最低賃金審議会 会長 段野聡子殿 徳島地方最低賃金審議会  
徳島県最低賃金専門部会 部会長 段野聡子

徳島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月6日、徳島地方最低賃金審議会において付託された徳島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の徳島県最低賃金（時間額824円）は令和3年度の徳島県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、別紙3のとおり付帯決議の採択を希望する。

別紙1 徳島県最低賃金

1 適用する地域 徳島県の区域 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間896円 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆手当、通勤手当及び家族手当 6 効力発生の日 法定どおり

別紙2 徳島県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金 (1) 件名 徳島県最低賃金 (2) 最低賃金額 時間額824円 (3) 発効日 令和3年10月1日 2 生活保護 (1) 比較対象者 18~19歳・単身世帯者 (2) 対象年度 令和3年度 (3) 生活保護水準(令和3年度) 生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の徳島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(87,915円)。  
3 生活保護に係る施策との整合性について 上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると徳島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。(註) 1箇月換算額 824円(徳島県最低賃金) × 173.8(1箇月平均法定労働時間数) × 0.816(註) = 116,860円(註) 令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率

別紙3 付帯決議

徳島地方最低賃金審議会では、徳島県最低賃金の改正決定にあたり最低賃金の引上げによって中小企業・小規模事業者が受ける企業経営への影響が憂慮されることから、政府に対する要望として、下記の付帯決議を採択する。

記 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施

すること。

2 生産性向上による持続的な賃上げを可能とするため、より多くの企業が業務改善助成金を始めとする各種の助成金等を速やかに受給できるよう、要件緩和を含む制度の拡充、申請手続の支援強化及び申請書類審査の簡素化を図ること。また、生産性向上が困難な事業者に対しては、税制を含めて更なる施策を検討すること。

3 「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組を強化すること。また、労務費の引上げ分を価格転嫁することが困難である医療、福祉、介護等の事業について、別途支援策を検討すること。

4 賃上げや労働時間延長による年収の増加に伴い、新たに生じた労働者の社会保険料負担を肩代わりした企業に対する助成金制度を早急に運用開始すること。また、労働者が扶養控除等の対象外となることによる手取り額の減少を気にして就業調整を行うなど、実質的な所得向上が阻害されることのないよう、税・社会保障制度の改革も含め、最低賃金引上げの実効性を担保する施策を検討すること。

5 徳島県を含む四国の物流の生命線である本州四国連絡道路について、割高となっている海上部の通行料金の引下げにより、他地域との輸送コスト比較における不利を解消すること。

#### 段野会長

例年、厳しい審議が続いております。最低賃金上がる率も高いものとなっておりますが、今年は、労使の歩み寄りにより、2年続けての全会一致の結果が得られました。

改めまして、労使、公益の委員の皆様方のご協力に感謝申し上げます。

#### 事務局（室長）

段野会長、ありがとうございました。

審議会の委員の皆様にも深く感謝申し上げます。

この後、局長からのご挨拶をいただきたいと思っております。

#### 局長

徳島労働局長の竹中でございます。

ただ今、答申をいただきました。本年度の徳島県最低賃金につきましては、7月6日の諮問以来、本日を含めて3回の本審と3回の専門部会において、慎重に審議を重ね、大変難しい議論を尽くしていただいたと承知しております。

段野会長をはじめ公益委員に粘り強い調整をしていただき、労使皆様方もそれぞれのお立場がある中で、深いご理解をいただきまして全会一致となったものであり、心からお礼を申し上げます。

この後、所定の手続きを踏み、答申の内容に沿って本年度の最低賃金を決定させていただきます。また、改正後の最低賃金額の周知及び確実な履行確保に労働局といたしまして最善を尽くすとともに、付帯決議の内容につきましても適切に対応させていただきます。

以上、簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。

段野会長

ありがとうございました。

事務局はこの後の手続等について説明をお願いします。

事務局（室長）

まず、最低賃金法第 11 条に基づき本日中に答申の要旨を当局掲示板に公示をします。異議の申出期間は 15 日間となっておりますので 8 月 22 日が異議申出の締切日となります。

翌日の 8 月 23 日午前 9 時半から特定最低賃金の合同専門部会、午前 11 時から本審を開催し、異議審議を予定しております。会場はこの会議室を予定しております。

段野会長

議題 2 のその他は何かございますでしょうか。

事務局（室長）

特定最低賃金の造作材については単独で金額改正の必要性審議を行うこととしておりますが、8 月 17 日午後 1 時 30 分より開催することで案内をすることとしております。また、8 月 23 日に開催します特定最賃合同専門部会では、金額改正の必要性審議を行いますので、特定最賃専門部会の委員の皆様にはご出席方よろしくお願いいたします。以上です。

段野会長

ほかにございませんか。なければ本日はこれで閉会といたします。皆様、ありがとうございました。

（閉会）